

2/16水～3/15火 税の申告

平成22年分の確定申告と
平成23年度市・県民税の申告相談・受付

日時 2月16日水～3月15日火
午前9時～午後5時

場所 名張市役所1階大会議室
ゆめドームうえの(伊賀市ゆめが丘)

※土・日曜日は除く。会場の混雑状況によっては早め
に受付を終了させていただく場合があります。

▶ 市民税・県民税 申告相談

- いずれの会場も開催時間は1時間となります。
- 確定申告(所得税)は受け付けできません。

受付・相談日	会場	時間
2月22日火	蔵持公民館	午前9時30分～
	梅が丘市民センター	午後1時30分～
2月23日水	赤目公民館	午前9時30分～
	錦生公民館	午後1時30分～
2月24日木	名張公民館	午前9時30分～
	すずらん台市民センター	午後1時30分～
2月25日金	薦原公民館	午前9時30分～
	美旗市民センター	午後1時30分～
3月1日火	百合が丘市民センター	午前9時30分～
	箕曲公民館	午後1時30分～
3月2日水	比奈知公民館	午前9時30分～
	くにつぶるさと館	午後1時30分～
3月3日木	桔梗が丘公民館	午前9時30分～
	つつじが丘公民館	午後1時30分～

平成23年度から市・県民税と固定資産税の「全期前納報奨金制度」を廃止します

☎ 収納室 63-7439

「全期前納報奨金制度」は、市・県民税と固定資産税について全期分を一括納付された人に交付しています。しかし、厳しい財政状況などを考慮し、平成23年度から廃止させていただくことになりました。制度の廃止につきまして、ご理解いただけますようお願いいたします。

なお、口座振替をご利用の方で「全期納付」から「期別(第1～4期)」に変更を希望の方は、お手数ですが、変更の届出をお願いします。

4月から、市税と国保税をコンビニで納付いただけるようになります

詳しくは、3月発行の広報なばりでお知らせします。

家屋を取り壊したときは届け出を忘れずに

☎ 課税室 63-7437

家屋の全部または一部を取り壊した(滅失した)ときは「家屋滅失届出書」を、市役所1階課税室へ提出してください(印鑑が必要です)。届け出がない場合は、平成23年度も固定資産税が引き続き課税されることがあります。新築・増改築や土地の現況が変わったときも、ご連絡ください。

▶ 申告が必要な人は…

所得 税

☎ 岡上野税務署 21-0950

確定申告が必要な人

- 給与所得者で、給与の年収が2,000万円を超える人
- 給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円以上の人
- 給与を2カ所以上からもらっていて、所得の合計が20万円以上の人
- 営業・農業・報酬等・不動産・年金・譲渡などの所得があり、税法により所得税の納税が必要な人

申告すれば税金が戻ってくる人

- 給与所得や退職所得があり、医療費控除や住宅ローン控除などを受けられる人
- 給与所得者で年の途中で退職したなど、年末調整を受けなかった人
- 予定納税したが、確定申告の必要がなくなった人

★源泉徴収された税金や予定納税した税金が、納めすぎの場合は税金が戻ってきます(還付)。還付申告をされる場合は、還付を受ける振込先の口座(本人名義)が分かるものをご持参ください。

▶ 確定申告の問い合わせ専用窓口「確定申告テレフォンセンター」[3月15日火まで]

⇒上野税務署(☎21-0950)に電話をかけて、番号「0」を選択してください。

※譲渡所得・贈与税・消費税の申告は名張市役所会場でも受け付けますが、ゆめドームうえの会場(伊賀市ゆめが丘)を案内させていただく場合があります。なお、上野税務署では申告会場を設けていません。

※平成22年分の確定申告書は1月末頃に送付予定ですが、電子申告推進のため、昨年電子申告をした人(申告会場でパソコン入力をした人を含む)と、国税庁HPから申告書を作成し提出した人には送付されません(代わりに申告案内が送付されます)。申告書が届かない場合でも、確定申告が必要な人は必ず申告してください。

市民税・県民税

☎ 課税室 63-7429

市・県民税申告が必要な人

- 平成23年1月1日現在、市内在住で、所得税の確定申告をする必要のない人のうち次に該当する人
- ・給与所得以外の合計所得金額が20万円以下の人(農業所得など)
- ・事業所得や不動産所得などがあり市・県民税のみ課税になる人

※市民税・県民税の申告義務がない人でも、所得証明などの各種証明や国民健康保険税の算定を行なうのに必要な場合があります。◎申告書には必ず電話番号を記載してください。

▶ 申告の持ち物

- 印鑑・筆記用具
- 源泉徴収票
- 住宅ローン控除を受ける場合
- 生命保険料控除や地震保険料控除を受ける場合は、それらの保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける場合
- 住宅ローン控除を受ける場合
- 売却契約書、登記事項証明書、住民票、借入金の年末残高証明書など
- 支払った医療費の領収書(支払った金額を集計しておいてください)、保険などで補てんされた金額の分かる書類
- その他「雑損控除」「社会保険料控除」「寄附金控除」なども領収書、証明書が必要
- 医療費の集計や収支計算書の作成などは事前に済ませて申告会場へお越しください。

▶ 電子申告しませんか?

詳細は国税庁ホームページで <http://www.nta.go.jp>

STEP1 電子証明書付住基カードを取得してください

市役所1階総合窓口センターで取得してください。3月31日までは住基カードの取得は無料ですが、電子証明書の取得には500円が必要です。

STEP2 利用開始の届出をしてください

国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーから手続きしてください(住基カード取得前でも手続き可能)。

STEP3 国税庁ホームページ 平成22年分の確定申告書コーナーで申告書を作成してください

- ※申告書作成の前に、ご自身のパソコンに「平成22年分事前準備」をセットアップしてください。
- ※申告書の送信にはカードリーダー(家電量販店で購入できます)が必要となります。

所得税の電子申告特別控除(最大5,000円)が受けられます

平成22年分の所得税の確定申告を電子申告(e-Tax)で行うと、所得税から所得税額を限度に最大5,000円の税額控除が受けられます(以前の年分で既に控除を受けている人を除く)。

▼電子申告特別控除が受けられる申告期限 3月15日火

◎電子証明書の有効期限は3年間です(住基カード自体は10年間有効)。期限を過ぎている場合は、総合窓口センターで更新手続きが必要です(500円)。

◎2月中は、土曜日(5・12・19・26日)も市役所1階総合窓口センターで電子証明書や住基カードが取得できます(受付時間:午前8時30分～午後4時30分)。必要な持ち物などを事前にお問い合わせください。☎ 総合窓口センター 63-7440